

## 第三国インボイスに係る情報の記載漏れについて

平成28年11月4日  
日本商工会議所国際部

今般、経済産業省から、経済連携協定の利用に際して特定原産地証明書（以下「C0」という。）の発給を受ける輸出者以外の第三国に所在する者がインボイス（以下「第三国インボイス」という。）を発行しているにもかかわらず、必要な情報がC0に記載されてなく、これを理由に、関税上の特惠待遇が認められない事例が発生しているとの連絡がありました。上記連絡によれば、本事例は、特に日インドネシア経済連携協定において複数発生しているとのこと。

つきましては、輸入締約国の通関時に第三国インボイスを使用する場合は、C0の発給申請の際に必ず各協定の当該インボイス情報の記載に係る規定を確認のうえ、必要な情報を適切に記載くださいますようお願い申し上げます。

### <ご参考>

第三国インボイスを使用する場合におけるシステム操作時の留意点については、『第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル ―発給システム操作編―』（P50～51、P55～57）をご覧ください。

以 上